

京都市訓令甲第23号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

別表区長の項第16号中「決定等」の右に「のうち重要なもの」を加え、同項第18号中「削除（次号において「個人情報の開示等」という。）」を「利用停止」に改め、「決定等」及び「是正」の右に「のうち重要なもの」を加える。

別表部長及び室長の項中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。

別表福祉部長の項に次の3号を加える。

- (10) 障害者自立支援法（次号及び第12号において「法」という。）による障害程度区分の認定に関すること。ただし、精神障害者に関するものを除く。
- (11) 法による介護給付費等の支給決定、受給者証の交付及び支給決定の取消しに関すること。ただし、児童デイサービス及び短期入所（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者に関するものに限る。）並びに精神障害者に関するものを除く。
- (12) 法による自立支援医療費の支給認定、医療受給者証の交付、支給認定の取消し及び支給決定に関すること。ただし、更生医療に関するものに限る。

別表副室長及び課長の項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。

- (7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

別表福祉介護課長の項第1号中「児童福祉法，身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法」を「障害者自立支援法」に改める。

別表支援課長及び支援保護課長の項中第7号を第9号とし，第1号から第6号までを2号ずつ繰り下げ，同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 障害者自立支援法（次号において「法」という。）による介護給付費等の支給決定の変更に関すること。ただし，児童デイサービス及び短期入所（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。）並びに精神障害者に関するものを除く。
- (2) 法による自立支援医療費の支給認定の変更に関すること。ただし，更生医療に関するものに限る。

別表京北出張所長の項中第37号を第39号とし，第6号から第36号までを2号ずつ繰り下げ，第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。
- (7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

附 則

この訓令は，平成18年4月1日から施行する。

（総務局総務部文書課）